



くらしの中に

総務省

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和 6 年 11 月 25 日
関東管区行政評価局



行政相談マスコット
キクーン

「保険者間調整」は御存じですか。後期高齢者医療でも利用可能です。
一資格喪失した保険証を使用してしまった場合、療養費の一時的な立替えが不要になる仕組みです。

総務省関東管区行政評価局から厚生労働省関東信越厚生局へのあっせん（後期高齢者医療における保険者間調整のより積極的な周知（令和 6 年 6 月 19 日付））について、同年 9 月 24 日に、同局から対応結果について回答がありました。

私の母は、A 県から B 県に転居後、病気で亡くなった。

母の死亡後、A 県後期高齢者医療広域連合から、転居後に給付した入院・通院の療養費（約 36 万円）を返還するよう請求されたため、私が一時的に負担した後、転居先の B 県後期高齢者医療広域連合へ申請し給付を受けることができた。

その後、A 県と B 県の広域連合が調整することで、被保険者の一時的な負担が不要になる仕組み（保険者間調整）があると知った。支払いが高額になる場合、一時的なものとはいえ負担できない人がいると思うので、被保険者に対して保険者間調整の手続について案内すべきではないか。

関東信越厚生局へのあっせん

関東信越厚生局は、被保険者等の負担軽減及び保険者の速やかな債権回収の観点から、上記意見を踏まえ、管内の広域連合に対し、療養費の返還を請求する際、保険者間調整の仕組みを案内する資料を同封したり、ホームページに保険者間調整の手続について掲載するなど、保険者間調整の手続について、より積極的に被保険者に周知するよう助言する必要がある。

関東信越厚生局の対応

関東信越厚生局から管内都県の後期高齢者医療主管課に対して、上記あっせんを踏まえた助言を後期高齢者医療広域連合に行うよう事務連絡を発出した（都県から広域連合に対して助言を行う。）。

（本件に関する連絡先）

関東管区行政評価局 総務行政相談部 首席行政相談官室

電話：048-600-2313